議事要旨(3)　「四半期財務諸表の作成基準に関する論点の整理」のコメントについて

新井専門研究員から、審議事項(3)-1 及び(3)-2 に沿って、金融商品取引法案における四半期報告制度に関する規定と、今後のスケジュールについて説明が行われた。

同法案においては、①四半期報告書の提出を求められる者、②四半期報告書の内容、③提出期限、④四半期個別財務諸表の開示等の概略が触れられており、四半期報告制度に基づく開示は、平成 20 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用することとされている。これを踏まえ、平成 18 年 6 月末の企業会計基準委員会において、四半期会計基準及び適用指針に関する公開草案を議決する方向で審議を進めていく方針が示された。

続いて、「四半期財務諸表の作成基準に関する論点の整理」（平成 17 年 12 月 27 日公表）に寄せられたコメントへの対応について、審議事項(3)-3 に沿って、平成 18 年 3 月 10 日開催の第 16 回専門委員会における審議状況の説明がなされた。なお、同専門委員会においては、【論点 4】までのコメント対応を審議しており、【論点 5】以降については、次回の専門委員会で検討する予定である。

委員からの主な発言は以下のとおりである。

＜株主資本等変動計算書の要否＞

・　株主資本等変動計算書の要否については、重要性をよく検討する必要がある。

＜四半期単位積上げ方式 VS 累計差額方式＞

・　四半期単位積上げ方式とするか累計差額方式とするかについてのコメントには、財務諸表作成者の心配がよく現れている。対応案では、「経済的実態を見誤らせない範囲で会社の方針に委ねる」としているが、「経済的実態を見誤らせない範囲」をより明確にする必要があるのではないか。
・　会社の方針に委ねるにせよ、規準を明示しないと、企業間比較や同一企業の時系列比較を損なう可能性がある。仮に選択を認める場合でも、継続適用を前提とすべきである。
・　四半期会計基準は、会社法上の臨時決算制度とは直接関係ないとはいえ、臨時決算による配当の実務を考えると、累計差額方式が妥当と考える。
・　四半期単位積上げ方式とするか累計差額方式とするかは、システム上の手続の違いに過ぎず、会計方針の違いではないと考える。

＜四半期特有の会計処理＞

・　【論点 4】の四半期特有の会計処理については、【論点 5】の簡便的な会計処理との関係も踏まえて議論すべきである。

以　上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。